

牧之原市告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年8月14日

牧之原市

上記代表者 牧之原市長 杉本 基久雄



- 1 都市計画の種類及び名称
榛南・南遠広域都市計画地区計画 IC北側地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
牧之原市役所相良庁舎 建設部 都市住宅課